

ごみ処理施設における火災発生を予防するため ごみの適正分別徹底をお願いします

令和2年8月19日（水）に、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の不燃ごみピット内で火災が発生しました。

火災発生から事態が収束するまでの約3時間、ごみの受入れができなくなりました。

発火原因は特定できませんでしたが、収集車から不燃ごみがピットに投入された直後に発火が確認されたことから、ピットへ投入された不燃ごみの中に発火を誘発する搬入不適物が含まれていたと考えられます。

今回の火災では、施設の稼働に影響する大きな被害には至りませんでした。搬入されるごみの中に火災の原因となる搬入不適物（スプレー缶、ライター、リチウム電池などの危険物やその他処理不適物など）が混入すると、人や施設、収集車両等に対して甚大な被害を与える恐れがあります。

つきましては、今後も伊勢原清掃工場をはじめ当組合のごみ処理施設を安全・安心に稼働させるため、ごみの適正分別の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

※分別の仕方は、各自治体のホームページでご確認ください。

- ・ [秦野市のごみ出しルール](#)（秦野市のホームページに移動します）
- ・ [伊勢原市のごみ出しルール](#)（伊勢原市のホームページに移動します）

<お問合せ>

秦野市伊勢原市環境衛生組合

伊勢原清掃工場 電話0463-95-1711